追記事項（計１枚）　　1/1

工事名　　南工場跡地管理棟除染及び解体撤去工事

吹田市環境部廃棄物処理施設整備室

番号	図面番号	追記事項
1		管理棟解体工事着手に先立ち、労働安全衛生法に基づく「石綿障害予防規則」及び「特定化学物質等障害予防規則」による規定を遵守すること。（事前調査を実施のうえ報告書、及び施工計画を提出すること。）なお、石綿の含有分析調査が必要な場合の費用も本工事に含むものとする。
2		管理棟解体工事着手に先立ち、照明器具の製品番号等によりＰＣＢを使用した安定器が内蔵されているかどうか調査のうえ報告書を提出すること。ＰＣＢを使用したものについては市の指定場所へ移設し、その他のものについては、適正に処分すること